

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械) 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 施設機械設備工事 1 [略] 2 請負工事費の費目 2－1 製作工事原価 製作工事原価の費目は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接製作費 [略] ア [略] イ 工場管理費 (ア) ～ (チ) [略] (ツ) 製作外注経費 製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要なとなる費用。 (テ) ・ (ト) [略] 2－2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア～エ [略] オ 直接経費 [略] (ア) [略] (イ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料。 (ウ) ～ (オ) [略] カ [略] (2) 間接工事費 ア [略] イ 現場管理費	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械) 第 1 ・ 第 2 [略] 第 3 施設機械設備工事 1 [略] 2 請負工事費の費目 2－1 製作工事原価 製作工事原価の費目は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 間接製作費 [略] ア [略] イ 工場管理費 (ア) ～ (チ) [略] (ツ) 製作外注費 製品の加工・塗装等の一部を専門業者等に外注する場合に必要なとなる費用。 (テ) ・ (ト) [略] 2－2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア～エ [略] オ 直接経費 [略] (ア) [略] (イ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び水道使用料。 (ウ) ～ (オ) [略] カ [略] (2) 間接工事費 ア [略] イ 現場管理費

改正後	現行
工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 (ア) ～ (シ) [略] (ス) 据付外注経費 据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費。 (セ) ～ (タ) [略] ウ [略] 2－3～2－5 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。 (1) 直接製作費 ア 材料費 (ア) 直接材料費 a・b [略] c 単価は次によるものとする。 a)～d) [略] e) 鑄造品の<u>ベース価格</u>は、鑄放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鑄放し単価に含めるが、特殊なものについては「直接経費」として別途計上するものとする。 f) [略] (イ) [略] イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。<u>ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。</u> (イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよい<u>ものとする。</u> (ウ) [略] オ [略] (2) [略] 3－2 据付工事原価 (1) 直接工事費 据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。	工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。 (ア) ～ (シ) [略] (ス) 据付外注経費 据付工事<u>の一部</u>を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費。 (セ) ～ (タ) [略] ウ [略] 2－3～2－5 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。 (1) 直接製作費 ア 材料費 (ア) 直接材料費 a・b [略] c 単価は次によるものとする。 a)～d) [略] e) 鑄造品の<u>単価</u>は、鑄放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鑄放し単価に含めるが、特殊なものについては「直接経費」として別途計上するものとする。 f) [略] (イ) [略] イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、<u>実情に即した単価を採用する</u>ものとする。 エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1㎡当りの単価)とする。 (イ) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよい。 (ウ) [略] オ [略] (2) [略] 3－2 据付工事原価 (1) 直接工事費 据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) 施設機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。

改正後	現行
(エ) 施設機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 (オ) [略] エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1 m²当りの単価)とする。 <u>ただし、実績等により塗装費が明らかなものはこれによってもよいものとする。</u> (イ) [略] オ・カ [略] (2) 間接工事費 ア 共通仮設費 (ア)～(オ) [略] (カ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。 a・b [略] c 事業損失防止施設費 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 <u>a)</u> 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用。 b) [略] d～g [略] (キ)・(ク) [略] イ・ウ [略] 3－3 設計技術費 (1)・(2) [略] (3) <u>標準</u>設計技術費率は、表－3・8のとおりとする。 (4)・(5) [略] 3－4～3－6 [略] 3－7 支給品の取扱い (1)・(2) [略] (3) <u>支</u>給品は一般管理費等の算定の対象としない。 3－8 「処分費等」の取扱い [略] (1)・(2) [略] (3) <u>有料</u>道路利用料 [略] 3－9～3－11 [略] 第4 鋼橋製作架設工事	(エ) 施設機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか、<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。 (オ) [略] エ 塗装費 (ア) 塗装費の積算は、(塗装面積)×(1 m²当りの単価)とする。 (イ) [略] オ・カ [略] (2) 間接工事費 ア 共通仮設費 (ア)～(オ) [略] (カ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。 a・b [略] c 事業損失防止施設費 <u>a)</u> 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用。 b) [略] d～g [略] (キ)・(ク) [略] イ・ウ [略] 3－3 設計技術費 (1)・(2) [略] (3) 設計技術費率は、表－3・8のとおりとする。 (4)・(5) [略] 3－4～3－6 [略] 3－7 支給品の取扱い (1)・(2) [略] (3) 給品は一般管理費等の算定の対象としない。 3－8 「処分費等」の取扱い [略] (1)・(2) [略] (3) 道路利用料 [略] 3－9～3－11 [略] 第4 鋼橋製作架設工事

改正後	現行
(イ) [略] (3) [略] 2－3 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 [略] 3－2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) <u>電気通信技術者・電気通信技術員</u>の1日当りの標準賃金は、<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 (エ) <u>電気通信技術者・電気通信技術員</u>以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか<u>農村振興局長が別に定める</u>ものとする。 (オ) [略] (2) 間接工事費 ア・イ [略] ウ 機器間接費 (ア) 技術者間接費 技術者間接費の積算は、次のとおりとする。 $Q = (A \times m_1 + B \times m_2) \times K$ ただし Q:技術者間接費(円) A:<u>電気通信技術者</u>労務単価(円/人) B:<u>電気通信技術員</u>労務単価(円/人) m_1:調整に要する<u>電気通信技術者</u>数(人) m_2:調整に要する<u>電気通信技術員</u>数(人) K:技術者間接費率(%) (表－5・1) (イ) [略] (3) [略] 3－3～3－5 [略]	(イ) [略] (3) [略] 2－3 [略] 3 請負工事費の積算 3－1 [略] 3－2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。 (1) 直接工事費 ア・イ [略] ウ 労務費 (ア)・(イ) [略] (ウ) <u>電気通信用技術者・技術員</u>の1日当りの標準賃金は、<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。 (エ) <u>電気通信用技術者・技術員</u>以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」によるほか<u>実情に即した賃金を採用する</u>ものとする。 (オ) [略] (2) 間接工事費 ア・イ [略] ウ 機器間接費 (ア) 技術者間接費 技術者間接費の積算は、次のとおりとする。 $Q = (A \times m_1 + B \times m_2) \times K$ ただし Q:技術者間接費(円) A:<u>技術者</u>労務単価(円/人) B:<u>技術員</u>労務単価(円/人) m_1:調整に要する<u>技術者</u>数(人) m_2:調整に要する<u>技術員</u>数(人) K:技術者間接費率(%) (表－5・1) (イ) [略] (3) [略] 3－3～3－5 [略]